

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	株式会社日神グループホールディングス
【英訳名】	NISSHIN GROUP HOLDINGS Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神山 隆志
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目8番1号
【電話番号】	03-5360-2016（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 黒岩 英樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目8番1号
【電話番号】	03-5360-2016（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 黒岩 英樹
【縦覧に供する場所】	株式会社日神グループホールディングス 横浜営業所 （横浜市中区弁天通2丁目26番地2） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、2026年6月26日開催の当社第52回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円 総額1,641,682,735円
- ロ 効力発生日
2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮する所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）及び第40条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する定款第7条（自己の株式の取得）、第40条（剰余金の配当の基準日）及び第41条（中間配当）を削除するものであります。また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、神山隆志、黒岩英樹、坂入尚、島田克美、佐藤俊也、阿部泰彦、齊藤広子、伊藤和子の各氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	347,121	1,476	-	(注)1	可決 99.12
第2号議案	299,132	49,466	-	(注)2	可決 85.42
第3号議案					
神山 隆志	315,181	33,415	-	(注)3	可決 90.00
黒岩 英樹	315,138	33,458	-		可決 89.99
坂入 尚	324,814	23,782	-		可決 92.75
島田 克美	324,802	23,794	-		可決 92.75
佐藤 俊也	343,008	5,588	-		可決 97.94
阿部 泰彦	327,510	21,087	-		可決 93.52
齊藤 広子	344,853	3,744	-		可決 98.47
伊藤 和子	346,038	2,559	-		可決 98.81

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4 賛成割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち各決議事項に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上